

## 中津市「環境にやさしいお店」指定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量とリサイクル及び環境保全に配慮している市内の事業者を「環境にやさしいお店」として市が指定することにより、その「環境にやさしいお店」の利用を市民に推奨するとともに、市民のライフスタイルを環境保全型に誘導し、行政、市民、事業者の三者が一体となり、もって地球資源の有効活用とごみの減量化、資源化を図り地球環境の保全、中津市におけるリサイクル型社会の実現を資することを目的とする。

### (「環境にやさしいお店」)

第2条 「環境にやさしいお店」は、次の事項を実施するものとする。

商品の簡易包装化推進

リサイクル製品・環境保全型商品の使用又は販売

ごみ減量・リサイクルに関する社員教育の実施

ボランティアによる清掃活動の実施

市が計画する実践活動への協力

### (「環境にやさしいお店」の指定申請)

第3条 「環境にやさしいお店」の指定を受けようとする事業者は、「環境にやさしいお店」指定申請書(第一号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出があったときは、市長は前条各号に規定する事項に基づき審査し、適当と認められた場合には「環境にやさしいお店」の指定を行うものとする。

3 市長は、前項の規程により「環境にやさしいお店」として指定したときは、「環境にやさしいお店」指定書(第二号様式)を交付するものとする。

### (指定の効力)

第4条 「環境にやさしいお店」の指定効力は、指定の日から二年間とする。ただし、再指定を妨げない。

### (休止・再開・廃止届)

第5条 「環境にやさしいお店」の指定を受けた事業者は、実施事項を休止・再開又は廃止する場合は、速やかに「環境にやさしいお店」休止(再開・廃止)届(第三

号様式)を市長に提出するものとする。

(指定の取り消し)

第6条 市長は、「環境にやさしいお店」が「環境にやさしいお店」指定制度の趣旨に反した場合は、指定を取り消すことができる。

(「環境にやさしいお店」のシンボルマークの使用)

第7条 「環境にやさしいお店」の指定を受けた事業者は、事業所内にシンボルマークを掲げるほか、シンボルマークを利用して広告等を行うことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、「環境にやさしいお店」指定制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成6年9月30日中津市告示第112号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日中津市告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。